

平成 29 年 3 月 31 日  
経 済 産 業 省  
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ  
電 力 安 全 課

## 電気事業法における高濃度 PCB 含有電気工作物に係る掘り起こしの進捗状況について

標記の件については、第 21 回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会の資料 2-3-2 「今後の PCB 廃棄物処理の進捗状況の把握方策（案）」の 1 の（2）において、以下のとおり報告を行っていたところである。

### （2）高濃度 PCB 含有電気工作物に対する掘り起こし調査の進捗管理

電気事業法の電気工作物に該当する高濃度 PCB 含有電気工作物については、同法に基づく届出が義務付けられており、未届けの電気工作物の実態把握に向けて、報告徴収、立入検査等同法の枠組みを最大限活用し、事業者に対する指導を徹底する。

特に、高濃度 PCB 含有電気工作物の所有の蓋然性が高い自家用電気工作物設置者については、電気事業法の保安規程で定めた点検を行うこととなっていることから、年次点検等の機会を活用して行った掘り起こし調査の進捗状況も把握することとする。

当該進捗管理は、経済産業省がサンプル調査を行い、結果を取りまとめる。

#### <進捗把握指標>

- 電気事業法に基づく年次点検の機会を活用した掘り起こし調査の進捗率  
＝（年次点検等を活用した掘り起こし調査を実施した事業場数）／（都道府県ごとの自家用電気工作物設置事業場数）

（注）サンプル調査による。

同報告におけるサンプル調査については、平成 28 年 12 月より、電気保安関係者の協力を得て、定点観測を開始している。具体的には、都道府県ごとに 20 事業場（電気主任技術者を外部委託している事業場であって、個人委託の 10 事業場及び法人委託の 10 事業場（ただし、沖縄県は法人委託の 20 事業場））、全国で計 940 事業場を選定し、年次点検等において電気主任技術者が高濃度 PCB 含有電気工作物の有無の確認を行った件数について、電気保安関係者から四半期ごとにご連絡をいただき、調査の進捗状況を確認していくものである。

現時点においては、平成 28 年度第 3 四半期の平成 28 年 12 月分のみ把握できており、その結果は、次のグラフのとおりである。

